

「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針（案）」の変更点

修正箇所	第944回食品安全委員会資料 (変更後)	意見・情報の募集時の資料 (変更前)
7ページ 26行目	なお、食品健康影響評価を行う上で、 <u>上記の基本的考え方及び</u> これまでの評価実績を踏まえ、WOE (weight of evidence) に基づく階層的なアプローチを考慮すべきである。	なお、食品健康影響評価を行う上で、これまでの評価実績を踏まえ、WOE (weight of evidence) に基づく階層的なアプローチを考慮すべきである。
12ページ 25行目	また、抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いており、かつ添加物の製造工程において当該遺伝子及びその産物が安全性に問題のない程度まで除去されることが明らかでない場合は、耐性発現の機序、使用方法及び関連代謝産物等について次の事項に関する考察も含め総合的に判断して、遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の安全性が確認できていること。	また、抗生物質耐性マーカー遺伝子を用いており、かつ添加物の製造工程において遺伝子及びその産物が安全性に問題のない程度まで除去されることが明らかでない場合は、耐性発現の機序、使用方法及び関連代謝産物等について次の事項に関する考察も含め総合的に判断して、遺伝子組換え体の選抜に関わる遺伝子の安全性が確認できていること。
17ページ 2行目	第1 技術的文書 本指針を技術的に補完することを目的として、各評価項目について、 <u>基本的な考え方、技術的な基準、指針中で示された検討又は判断項目の詳細等を遺伝子組換え食品等専門調査会が定める技術的文書として別途示す。</u>	第1 技術的文書 本指針を技術的に補完することを目的として、各評価項目について基本的な考え方や技術的な基準等を技術的文書として別途示す。 <u>指針中で示された検討又は判断項目の詳細については、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する技術的文書を参照のこと。</u>

※修正箇所は、指針内ページ数、行数。

※下線は意見・情報の募集時の資料からの修正部分。